

柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業補助金交付要綱

令和6（2024）年9月24日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）により液状化被害を受けた宅地において、所有者等が実施する宅地復旧に要する経費を支援することを目的に、宅地復旧を実施した所有者等に対し、補助金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 本市の区域内の専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分で次のいずれかに該当するものをいう。ただし、賃貸住宅（居住している世帯を構成する者が所有しておらず、賃貸借契約により居住するものをいう。）又は企業、団体等の社宅、寮その他これらに類する施設を除く。

ア 戸建て住宅（独立した一棟の住宅であって、一の住戸を有するものをいう。）

イ 分譲マンション（複数の者に区分所有され、各住戸の玄関に至る共用の廊下、階段等の部分（以下「共用廊下等」という。）を有する住宅で、複数の住戸を有するものをいう。以下同じ。）

ウ 長屋（建物の共用廊下等を持たない住宅で、二以上の住戸を有するものをいう。）

エ 専用住宅（住宅の全ての部分が居住の用に供するものをいう。）

オ 併用住宅（自己の居住の用に供する部分及び店舗、事務所、作業場等の用に供する部分を有するものをいう。）

カ 多世帯住宅（戸建て住宅において、複数の世帯ごとに居室、台所、便所等の生活スペースが設けられているものをいう。）

(2) 被災住宅 住宅のうち、地震による地盤の液状化により住家の傾斜、沈下等の被害を受けたもので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に基づく調査により、その被害程度を証明する書面（以下「罹災証明書」という。）において、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊とされたもの（罹災証明書において、準半壊に至らないとされた住宅で、宅地に液状化による相応の被害が生じたと市長が認めるものを含む。）をいう。

(3) 被災宅地 地震の発生時において、被災住宅の敷地として供されていた土地で、地震による地盤の液状化により地割れ、陥没等の被害を受けたものをいう。

(4) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、ア若しくはイとウ又はウとエがそれぞれ異なる者である場合は、もう一方の者から、対象工事の実施及びこの要綱による補助（以下「宅地復旧補助金」という。）の申請をすることについて同意を得た者に限る。

ア 被災住宅（分譲マンションを除く。）の居住者（罹災証明書の交付を受けた世帯主及びその者が属する世帯を構成する者）

イ アに掲げる者の配偶者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項により規定する扶養義務者で、アに掲げる者から補助事業の実施について委任された者に限る。以下「扶養義務者等」という。）

ウ 被災宅地の所有者

エ 被災住宅（分譲マンションに限る。）の所有者で構成する管理組合等

(5) 被災住宅関連支援事業等 次の事業をいう。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理（国制度）」という。）

イ 新潟県被災者住宅応急修理支援制度に基づく住宅の応急修理（補助金の交付対象）

第3条 宅地復旧補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」

という。) は、被災宅地又は被災住宅(以下「被災宅地等」という。)において所有者等が発注し、居住者が住み続けるために行う、次に掲げる工事及び当該工事のために実施した調査設計(以下「対象工事」という。)とする。

(1) 復旧工事(被災宅地を原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事(構造基準を満たすものへ変更する工事を含む。)をいう。)

ア のり面の復旧工事

イ 擁壁の復旧工事

ウ 地盤の復旧工事

(2) 地盤改良工事(被災宅地における住宅の沈下等の被害を防止するための住宅建屋(住宅及びこれに附属する建築物をいう。)下の地盤改良工事をいう。)

(3) 住宅基礎の傾斜修復工事(被災住宅建屋(被災住宅及びこれに附属する用途に供する建築物をいう。)の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事をいう。)

2 対象工事の施工範囲は、地震による液状化により被害が生じた箇所及びその復旧のために必要と市長が認める部分とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

(1) 過去に宅地復旧補助金を受けた被災宅地等における工事

(2) 中小企業特定施設等災害復旧費補助金等の他の補助制度の対象となる被災宅地等の被害等に係る工事であって、市長が宅地復旧補助金の交付対象に該当しないと認めるもの

(3) 宅地開発などの事業の用に供されている被災宅地における工事

(4) 併用住宅の用に供されている被災宅地等又は併用住宅における工事で非住宅部分に関するもの

(5) 被災宅地等において、宅地復旧補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又は宅地復旧補助金の交付決定の通知を受けて補助事業を行う申請者(以下「補助事業者」という。)が発注等をせずに自ら行う工事

(6) 対象となる被災宅地等に適用される法令、条例、規則又はこの

要綱に基づき市長が行った指示等に違反した所有者等が行う工事
(補助金の額等)

第4条 宅地復旧補助金の額は、対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「対象工事实額」という。)から50万円を控除した額に3分の2を乗じて得た額から被災住宅の居住者が活用している被災住宅関連支援事業等に係る補助金等の額(住宅の応急修理(国制度)については当該支援の額のうち50万円を超えた部分に限る。以下同じ。)を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事实額は1200万円を上限とし、宅地復旧補助金の額は被災住宅関連支援事業等に係る補助金等の額を含めて766万6千円を上限とする。

3 第1項の規定により算定した宅地復旧補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 特別の定めがあるときを除き、一の被災宅地等を複数の所有者が共有している場合は、市長は、当該所有者の全てを1人の所有者等とみなして宅地復旧補助金の額を算定するものとする。

5 分譲マンションにおける申請の場合は、当該分譲マンションの敷地又は住宅を一の被災宅地等とみなし、第1項中「被災住宅の居住者が活用している被災住宅関連支援事業等に係る補助金等の額(住宅の応急修理(国制度)については当該支援の額のうち50万円を超えた部分に限る。以下同じ。)を控除した額」とあるのは「当該分譲マンションの所有者で構成する管理組合等が活用している被災住宅関連支援事業等のうち宅地復旧補助金の補助対象実額に含まれる工事と重複している工事に係る補助金等の額」と読み替えて、宅地復旧補助金の額を算定するものとする。

6 長屋における申請の場合は、その住戸ごとに一の被災宅地等とみなして宅地復旧補助金の額を算定できるものとする。

7 多世帯住宅における申請の場合は、その世帯ごとに一の被災宅地等とみなして宅地復旧補助金の額を算定できるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、対象工事の着手前に、補助金の交付を申請しなければならない。

2 前項に規定する補助金の交付申請を行う場合においては、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 事業概要・補助金額算定書（別記第2号様式）
- (2) 柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 液状化被災状況説明書（別記第3号様式）
- (3) 対象工事の設計図（市長が求める場合に限る。）
- (4) 対象工事の見積書等の写し
- (5) 被災住宅の全景写真
- (6) 対象工事の施工前の状況を確認できる写真等
- (7) 地震に係る罹災証明書の写し
- (8) 第2条第4号ア、イ若しくはエ又はウに掲げる者の同意書（それぞれの者が申請者と異なる場合に限る。）
- (9) 被災宅地等の管理組合等の決議を経ていることを証する書類（分譲マンションの管理組合等が申請する場合に限る。）
- (10) 宅地の登記全部事項証明書（土地）（第2条第4号ウに掲げる者が申請する場合に限る。）
- (11) 住民票の写し（罹災証明書の世帯主以外の居住者が申請する場合に限る。）
- (12) 申請者と被災住宅の居住者の続柄を証明する書類（扶養義務者等が申請する場合に限る。）
- (13) 被災住宅関連支援事業等に係る補助金等の額が確認できる書類（被災住宅関連支援事業等を活用している場合に限る。）
- (14) 住宅部分と非住宅部分の面積が確認できる図面（住宅平面図、敷地平面図等）（併用住宅の場合に限る。）
- (15) 建て替える住宅の計画平面図（住宅を建て替える場合に限る。）
- (16) その他市長が必要と認める書類

3 一の被災宅地等を複数の所有者で共有しているときは、当該共有者のうち1人のみが申請者になることができるものとする。

（補助金の交付・不交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による宅地復旧補助金の交付申請があっ

たときは、速やかにその内容について審査及び必要に応じて現地調査等を行い、予算の範囲内において宅地復旧補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助金交付（決定・不交付）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、宅地復旧補助金の交付の決定をする場合において、宅地復旧補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（報告）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により補助事業者に対し、当該補助事業の進捗状況について報告を求めることができる。

（補助事業の内容変更等）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更するとき（次に掲げる軽微な変更の場合は除く。）は、速やかに柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助事業変更承認兼補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
- (2) 被災住宅関連支援事業等の変更に伴い宅地復旧補助金の額が変更となるもの
- (3) 補助事業の交付決定を受けた予算の会計年度における3月31日を超えない範囲で完了予定年月日を変更するもの

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その変更を承認したときは、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助金変更承認・交付決定変更通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助事業廃止承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければなら

ない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その廃止を承認したときは当該承認に係る宅地復旧補助金の補助金の交付の決定を取り消し、その旨を柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助金廃止承認・交付決定取消通知書（別記第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の完了）

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 事業概要・補助金額算定書（別記第2号様式）
- (2) 対象工事に要した費用を補助事業者が支払ったことが確認できる領収書等の写し
- (3) 工事施工中及び工事施工後の写真（工事施工中の写真は工事完了時点において隠蔽される部分に限る。）
- (4) 補助事業の内容に変更（第8条第1項第1号又は第3号に規定する軽微な変更に限る。）があった場合においては、当該変更に係る書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

- 2 補助事業者は、前項の規定による実績報告書を提出するときにおいて、第8条第1項第2号に規定する軽微な変更に伴い、宅地復旧補助金の額に変更があった場合は、前項各号に掲げる書類に加え、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助事業変更申出書（別記第10号様式）を提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による実績報告書は、補助事業の交付決定を受けた予算の会計年度における3月31日（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

- 第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書を受理したとき（次項に掲げる場合を除く。）は、速やかにその内容について審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは宅地復

旧補助金の額を確定の上、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助金確定通知書（別記第11号様式）により補助事業者へ通知し、宅地復旧補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による補助事業変更申出書が添付された実績報告書を受領したときは、速やかにその内容について審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助事業の変更の承認及び宅地復旧補助金の額を確定の上、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助金変更承認・交付決定変更兼補助金確定通知書（別記第12号様式）により補助事業者へ通知し、宅地復旧補助金を交付するものとする。

（事務手続の代行）

第12条 申請者又は補助事業者は、宅地復旧補助金の申請等に係る事務の手続を第三者に代行させることができる。

（補助金交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宅地復旧補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により宅地復旧補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 宅地復旧補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 宅地復旧補助金の交付の決定後に対象工事でないことが判明したとき。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるとき。
- (5) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助金決定取消通知書（別記第13号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合におい

て、当該取消しに係る部分に関し既に宅地復旧補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業補助金返還命令書（別記第14号様式）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等の耐用年数を勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに宅地復旧補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、宅地復旧補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（宅地復旧補助金交付の特例）

2 令和6年1月1日から令和6年12月27日までの間に対象工事に着手した者は、第5条第1項の規定にかかわらず、宅地復旧補助金の交付を申請することができる。

3 令和6年1月1日から令和6年12月27日までの間に対象工事に着手し、既に対象工事の代金の支払いが完了している者は、第5条第1項の規定にかかわらず、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業補助金交付申請兼実績報告書（別記第15号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することで宅地復旧補助金の交付を申請することができる。

(1) 第5条第2項各号に掲げる書類

(2) 第10条第1項各号に掲げる書類

4 市長は、前項の規定による補助金交付申請兼実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容について審査及び必要に応じて現地調査等を行い、予算の範囲内において補助金の交付又は不交付の決定並びに宅地復旧補助金の額を確定し、柏崎市液状化被災宅地復旧支援事業 補助金交付（決定・不交付）兼確定通知書（別記第16号様式）により補助事業者に通知し、宅地復旧補助金を交付するものとする。

（要綱の廃止）

5 この要綱は令和9年3月31日をもって失効する。ただし、同日以前に宅地復旧補助金の交付を受けた者に対する第13条から第16条までの規定については、この要綱の失効後においても、なお効力を有する。